

資 料 集

資料集

1 広島市の環境保全行政

(1) 環境保全行政に係る局課等

令和4年4月1日現在

局 課 等 名 称	環 境 に 関 す る 事 務
市民局	
生涯学習課	・生涯学習の振興
消費生活センター	・消費者施策に係る企画及び調整並びに情報の収集及び提供
文化スポーツ部	
文化振興課	・文化財の保存及び活用
国際平和推進部	
国際化推進課	・国際交流・協力の推進に関する企画及び総合調整
健康福祉局	
衛生研究所	
環境科学部	・環境保全に関する試験及び検査並びに調査及び研究
環境局	
環境政策課	・固形状一般廃棄物処理事業の企画及び調整 ・地域環境管理に係る企画及び調整 ・環境保全事業基金
温暖化対策課	・地球環境問題に係る調査、企画及び総合調整 ・地球温暖化対策 ・環境保全思想の啓発及び普及
環境保全課	・公害防止に関する調査及び企画 ・大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音及び振動(以下「大気汚染等」という。)の防止に係る指導、規制及び環境調査 ・大気汚染等に関する苦情、陳情等の処理 ・環境影響評価に係る審査、指導及び調整 ・公害防止思想の啓発及び普及
施設部	
施設課	・清掃施設に関する調査、計画及び設置 ・廃棄物処理事業の施行に伴う不動産の取得及びこれに伴う補償 ・廃棄物処理事業用代替地の管理及び処分 ・廃棄物処理事業の施行に伴う用地の借上げ ・清掃施設に係る大気、水質等の調査
埋立地整備管理課	・廃棄物の埋立地の整備及び管理 ・廃棄物の埋立地の調査、計画及び設置 ・廃棄物の埋立地に係る不動産の取得及びこれに伴う補償 ・廃棄物の埋立地に係る代替地の管理及び処分 ・廃棄物の埋立地に係る水質、大気等の調査 ・廃棄物の埋立地に係る土木工事
工務課	・清掃施設及び環境測定施設に係る工事 ・一般廃棄物処理施設の設置の許可及び届出の受理並びに当該施設の設置、整備及び維持管理に関する指導及び監督
清掃工場(中、南、安佐南、安佐北)	・固形状一般廃棄物の焼却処分 ・固形状一般廃棄物の破碎処分(安佐南工場に限る。) ・施設の維持管理
業務部	
業務第一課	・固形状一般廃棄物の処理対策 ・固形状一般廃棄物の収集、運搬及び処分の作業計画 ・固形状一般廃棄物処理業の許可並びに一般廃棄物処理業者の指導及び監督 ・固形状一般廃棄物の処理に関する指導及び監督 ・固形状一般廃棄物の減量化及び資源化 ・環境美化に関する啓発及び総合調整 ・河川の清掃
業務第二課	・液状一般廃棄物の処理対策に関する調査及び企画 ・液状一般廃棄物の収集、運搬及び処分の作業計画 ・液状一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可並びに浄化槽保守点検業者の登録 ・液状一般廃棄物の処理に係る指導、監督及び規制 ・液状一般廃棄物の不法投棄の防止に係る監視及び指導 ・浄化槽の設置等に係る受付、審査及び検査 ・浄化槽の維持管理に係る指導、監督及び規制 ・合併処理浄化槽の普及

局 課 等 名 称		環 境 に 関 す る 事 務
	産業廃棄物指導課	- 産業廃棄物の処理対策に関する調査及び企画 - 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の指導及び監督 - 産業廃棄物の保管及び処理に関する指導及び監督 - 産業廃棄物処理施設の設置の許可並びに当該施設の設置、整備及び維持管理に関する指導及び監督 - 産業廃棄物の不法投棄の防止に係る監視及び指導 - 使用済自動車に関する引取業者及びフロン類回収業者の登録、指導及び監督 - 使用済自動車に関する解体業及び破砕業の許可並びに解体業者及び破砕業者の指導及び監督
	環境事業所(中、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯)	- 固形状一般廃棄物の処理作業に係る調査及び連絡調整 - 固形状一般廃棄物の収集及び運搬 - 固形状一般廃棄物の不法投棄の防止に係る監視及び指導
経済観光局		
	商業振興課	中小企業団体等の育成指導
	ものづくり支援課	- 中小企業の経営の相談 - 中小企業に対する経営の診断及び支援 - 工業技術に関する研究会等の開催
	産業立地推進課	中小企業の金融
農林水産部		
	農政課	- 農林水産業行政に関する総合的な企画及び調整 - 農業行政に関する企画及び調整 - 中山間地域等直接支払
	農林整備課	- 農業用施設の工事の総括 - 林業行政に関する企画及び調整 - 森林保護、鳥獣保護及び有害鳥獣捕獲に関する事務の総括 - 市有林の経営及び管理 - 憩の森等の管理の総括
	水産課	水産行政に関する企画及び調整
	観光政策部おもてなし推進担当	「水の都ひろしま」づくりの推進に係る総合調整
都市整備局		
	技術管理課	建設技術施策の調査及び企画
	都市計画課	- 都市整備に係る基本的方針の策定 - 都市デザインに関する調査及び企画並びに総合調整 - 都市景観に関する指導及び調整 - 公共建築のデザイン検討
	みなと振興課	臨海部の開発事業に関する審査、企画及び調整
	西風新都整備部	- 西風新都の計画区域内における景観計画に関する指導及び届出 - 計画区域内における幹線道路(道路交通局道路部道路計画課、安佐南区役所農林建設部地域整備課及び佐伯区役所農林建設部地域整備課の所掌に属するものを除く。)の整備計画
緑化推進部		
	緑政課	- 緑化に関する企画及び指導 - 緑化思想の啓発及び普及 - 緑地の保全及び自然保護 - 公園、墓園、緑地及び緑道(以下「公園等」という。)の管理の総括 - 平和記念公園、中央公園、広島広域公園、安佐動物公園及び植物公園(以下「平和記念公園等」という。)の管理 - 公園等整備事業に関する予算の調整
	公園整備課	- 公園等の基本計画及び建設計画 - 公園等整備事業の事業計画 - 公園等の維持補修工事の総括 - 平和記念公園等の改良計画及び補修計画並びに維持補修工事 - 原爆ドームの保存工事 - 開発行為に伴う公園等の調査及び指導
指導部		
	建築指導課	- 建築指導行政に関する企画及び総合調整 - 特定建築物の省エネルギー措置の届出、指示等 - 建築物に係る環境への配慮に関すること。
	宅地開発指導課	開発事業の審査及び指導
	住宅部住宅政策課	住宅対策に関する調査、企画及び調整
道路交通局		
	道路交通企画課	交通政策に係る調査、企画及び調整
	自転車都市づくり推進課	- 自転車施策に関する調査、企画及び調整 - 放置自転車等に係る指導及び撤去の総括

局 課 等 名 称	環 境 に 関 す る 事 務
道路交通局	
道路部	
道路計画課	・道路計画の総合調整 ・道路整備に係る調査、企画及び調整
道路課	・道路事業による道路の事業計画 ・電線類地中化の整備計画
街路課	・街路事業による道路の事業計画 ・街路事業による道路及び橋りょうの新設工事及び改良工事 ・有料道路と密接な関連のある都市計画道路の建設
都市交通部	・都市交通対策 ・新交通事業に係る総合調整 ・軌道系交通機関の整備計画 ・空港対策
下水道局	
経営企画課	・下水道事業の経営に関する調査及び企画等
河川防災課	・河川の管理の総括等
管理部	
管理課	・公共下水道及び農業集落排水処理施設(下水道敷及び下水道管路(以下「下水道敷等」という。)を除く。)の管理の総括等
維持課	・水資源再生センター、下水ポンプ場及び農業集落排水処理施設の運転操作、維持管理及び補修工事の総括等
水資源再生センター(千田、江波、旭町、西部)	・水資源再生センター及び中継ポンプ場の維持管理、運転操作及び補修工事 ・下水道施設の維持管理に必要な水質の検査
施設部	
計画調整課	・下水道の整備に係る総合調整等
管路課	・下水道敷等の管理の総括等、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水処理施設・市営浄化槽の整備
施設課	・水資源再生センター、下水ポンプ場及び農業集落排水処理施設の建設工事及び改良工事等
水道局	
企画総務課	・水源涵養並びにこれに関する啓発活動 ・環境施策に関する企画、調査及び研究
技術部	
水質管理課	・水源水域の水質調査 ・水質管理に係る企画、調査及び研究
教育委員会	
総務部	
施設課	・学校緑化
青少年育成部	
育成課	・青少年教育施設の管理運営
学校教育部	
指導第一課	・幼稚園教育及び小学校教育(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)の指導
指導第二課	・中学校、高等学校及び中等教育学校における教育の指導(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)
特別支援教育課	・特別支援教育に係る指導
教育センター	・教育関係職員の研修 ・教育関係資料の収集及び学校等への提供

(2) 環境保全対策関係経費

ア 環境保全対策関係事業（環境局分）

(7) 環境保全対策

(単位：千円)

項 目	説 明	令和3年度 決算額	令和4年度 当初予算額
大気汚染防止	・大気汚染監視、指導(測定局等による調査その他)	39,972	41,903
	・大気汚染監視設備整備(測定機更新)	7,286	9,900
	・アスベスト飛散防止監視(立入り検査その他)	564	616
	小 計	47,822	52,419
水質汚濁等防止	・水質汚濁監視、指導(水質検査業務委託、水質監視員、立入り検査その他)	16,175	20,234
	・土壌汚染対策の推進	848	1,015
	小 計	17,023	21,249
騒音・振動防止	・騒音・振動の監視、指導	1,179	289
	・自動車騒音振動等実態調査	8,864	7,599
	・広島ヘリポート周辺環境対策(航空機騒音実態調査)	2,805	2,736
	小 計	12,848	10,624
有害化学物質対策	・ダイオキシン類対策(大気環境調査、水質等調査、排出ガス等調査)	10,611	9,807
	・PRTR法に基づく特定化学物質排出量の把握等	45	53
	小 計	10,656	9,860
環境保全活動の促進	・環境学習の推進(広島地球ウォッチングクラブの運営、環境サポーターの養成)	419	1,540
	・「環境の日」ひろしま大会の開催	300	350
	・太田川流域市町の環境保全交流	2,141	2,850
	・「クリーン太田川」の開催	202	592
	小 計	3,062	5,332
環境影響評価その他	・環境影響評価制度の運用	1,158	2,046
	・重慶市との環境保全交流事業	0	845
	・環境保全事務	1,104	1,960
	小 計	2,262	4,851
計		93,673	104,335

(イ) 地球温暖化対策

(単位：千円)

項 目	説 明	令和3年度 決算額	令和4年度 当初予算額
事業活動における取組の促進	・ひろしまエコパートナー制度	47	47
	・エコ事業所認定事業	26	27
	・スマートコミュニティの推進	0	285
	小 計	73	359
家庭生活における取組の促進	・地球温暖化対策地域協議会における取組の推進	843	872
	・家庭用スマートエネルギー設備設置補助	12,524	12,923
	・スマートコミュニティの推進	15,216	3,619
	・脱・温暖化！市民総ぐるみ推進キャンペーンの実施	7,468	12,241
	・広島広域都市圏における温暖化対策の推進	-	303
	小 計	36,051	29,958
自動車使用の抑制に向けた取組の促進	・次世代自動車の普及促進	256	5
市の率先行動の推進	・環境マネジメントシステムの推進	100	132
その他	・地球温暖化対策事務その他(地球温暖化問題の普及啓発等)	1,132	3,161
計		37,612	33,615

(ウ) ごみ処理

(単位：千円)

項 目	説 明	令和3年度 決算額	令和4年度 当初予算額
ごみ処分	・焼却処分(清掃工場等管理運営、清掃工場施設整備)	3,640,351	3,533,965
	・中工場の長寿命化	1,156,320	4,111,360
	・南工場建替え	1,336,995	2,276,822
	・埋立処分(埋立地管理運営)	488,493	579,552 (66,311) 繰越
	・恵下埋立地(仮称)整備	7,023,784	794,718 (3,462,614) 繰越
	・ごみ処理施設地域環境整備	1,139	5,700
	・資源化処分(可燃ごみ減量化対策、容器包装のリサイクル、選別センター管理運営)	859,304	788,657
	・再生資源ストックヤード管理運営	724	722
	・大型ごみ破碎処理施設管理運営	454,220	456,159 (13,891) 繰越
	・廃乾電池等処分	51,927	58,018
	小 計	15,013,257	16,148,489
環境施設災害 復旧費	・令和3年発生分(玖谷埋立地)	16,643	(152,000) 繰越
	・令和3年発生分(安佐南工場火災復旧工事)	492,800	260,200
	小 計	509,443	412,200
計		15,522,700	16,560,689

(エ) し尿処理

(単位：千円)

項 目	説 明	令和3年度 決算額	令和4年度 当初予算額
し尿収集	・収集業務及び手数料徴収業務委託その他	704,800	718,824
	・し尿中継地整備	34,108	0
	・し尿収集車管理センター整備	49,720	1,830
	小 計	788,628	720,654
し尿処分	・し尿等投入施設管理運営	36,200	38,766
	・安芸地区衛生施設管理組合(一部事務組合)運営費負担金	303,359	291,220
	・旧処理場管理	3,651	2,481
	・旧出島処理場解体工事	53,193	0
	小 計	396,403	332,467
災害廃棄物処理	・令和3年発生災害分	191	0
計		1,185,222	1,053,121

(オ) きれいなひろしま・まちづくり推進

(単位：千円)

項 目	説 明	令和3年度 決算額	令和4年度 当初予算額
啓発	・ ばい捨て防止指導員による巡回パトロールの実施	19,046	19,038
	・ 散乱ごみ追放キャンペーンの実施	1,288	1,739
	・ 清掃ボランティアの表彰	180	155
	・ 学校における環境美化教育の推進	944	971
	・ リーフレット、ポスター等による啓発	853	1,142
	小 計	22,311	23,045
清掃	・ クリーンボランティア支援事業の実施	1,631	1,715
	・ まちの美化に関する里親制度の実施	522	284
	・ クリーンアップチームひろしまによる清掃等の実施	49,037	48,900
	・ おもてなしクリーンアップチームによる清掃等の実施	7,033	7,000
	・ 街路ごみ収集	6,373	5,760
	・ 地域美化活動の支援 (町内清掃ごみ袋の配布、町内清掃・不法投棄ごみの収集)	25,584	43,732
	・ 不法投棄ごみの解消に向けた取組 (夜間不法投棄防止パトロールの実施、不法投棄防止看板の設置、不法投棄防止キャンペーンの実施その他)	11,408	12,543
	・ 河川清掃	10,321	12,064
	小 計	111,909	131,998
計		134,220	155,043

(カ) 清掃業務の企画調整及び指導

(単位：千円)

項 目	説 明	令和3年度 決算額	令和4年度 当初予算額
企画調整及び 指導	・ゼロエミッションシティ広島の推進 (食品ロス削減キャンペーンの実施、ごみ減量化・リサイクル推進 啓発等事業、事業ごみ有料指定袋制度の実施、小型家電リサイク ル促進事業)	214,803	296,465
	・“ごみ”ニティ活動支援事業	14,243	15,549
	・清掃事業の普及啓発	698	809
	・廃棄物処理指導 (分別収集の推進、事業者等に対する指導、産業廃棄物処理指導、 P C B廃棄物の適正処理の促進、ダイオキシン類対策、自動車リ サイクル法の運用)	28,598	30,516
	・車運転免許取得費補助	410	500
	・環境事業管理	85,046	87,802
	・紙屋町地下街公衆便所等維持管理	22,847	29,854
	・次世代自動車購入	2,706	1,385
	・廃棄物処理施設運営協議会運営その他	8,881	10,342
計		378,232	473,222
合計		17,351,659	18,380,025

イ 環境保全対策関係主要事業（他局分）

（単位：千円）

局 名	事業の概要	令和3年度 決算額	令和4年度 当初予算額
市民局	・ひろしま国際協力事業の推進（研修員受入分）	0	1,494
	・公民館学習会	指定管理料に含む。	指定管理料に含む。
	・史跡原爆ドームの保存継承（保存方策の検討等）	0	3,978
	・史跡中小田古墳群整備（防災工事、維持管理その他）	6,373	19,117
	・文化財保存（文化財調査、文化財保存事業補助、国指定文化財保存管理その他）	57,622	112,010
	・埋蔵文化財保護（埋蔵文化財分布調査、埋蔵文化財活用・整理その他）	105,169	232,519
健康福祉局	・衛生研究所の検査機器購入	14,927	25,590
	・水質試験事業	1,818	2,407
	・大気試験事業	1,708	2,018
経済観光局	・農業生産基盤整備	1,313,075	1,378,950
	・環境にやさしい農業の推進	188	783
	・中山間地域等直接支払事業	44,818	48,054
	・市民菜園開園推進事業	647	1,096
	・森林保護・育成	83,308	173,040
	・市行造林・市行育林事業	19,377	16,552
	・森林公園整備	37,731	48,000
	・憩の森管理	11,266	11,102
	・市民参加の森林（もり）づくり（「もりメイト」育成等）	896	895
	・市民と魚貝のふれあい推進	162	180
	・環境関連産業の育成・振興	89	364
	・中小企業特別融資（環境保全資金）預託貸付	9,000	2,000
	・「水の都ひろしま」づくりの推進	1,533	1,680
都市整備局	・景観行政の推進	21,050	6,073
	・ひろしま街づくりデザイン賞	219	2,894
	・違反広告物除却	0	43
	・港湾清掃	7,230	7,230
	・公園施設整備	1,365,804	914,326
	・西部河岸緑地整備	47,340	62,000
	・東部河岸緑地整備	43,073	133,600
	・公園緑地清掃	181,336	181,746
	・植物公園施設整備・管理運営	386,781	438,165
	・安佐動物公園施設整備・管理運営	615,173	871,575
	・グリーンフェアの開催	2,000	2,000
	・グリーン・パートナー事業	166	277
	・キョウチクトウ及び被爆アオギリ二世苗木育成	1,861	1,130
	・美しい樹木・樹林保存事業	281	740
	・緑地保全の推進	5	159
	・花と緑と音楽の広島づくりの推進	35,968	33,612
	・市民ふれあいベンチ	2,006	1,259
	・緑のカーテンコンクール	154	0
道路交通局	・広島ヘリポート周辺環境対策（住宅騒音防止その他）	949	1,460
	・電線類地中化事業	417,397	280,580
	・歩道新設・改良	834,535	838,965
	・交差点改良	58,233	31,500

局 名	事業の概要	令和3年度 決算額	令和4年度 当初予算額
	・透水性舗装	19,055	10,500
	・道路清掃	219,745	133,884
	・放置自転車対策の推進	119,160	119,596
	・マイカー乗るまゝデーの推進	210	892
	・広島都市圏パーク・アンド・ライド推進協議会負担金	104	104
	・自転車走行空間整備	35,396	49,900
	・交差点交通処理の見直しによる渋滞対策	672	1,859
	・バス運行対策費補助	641,918	704,232
	・地域における生活交通の確保	9,533	19,722
	・交通施設バリアフリー化設備整備費補助	83,897	80,000
	・低公害バス車両購入費補助	0	681
	・芸備線利用促進対策等の推進	2,870	15,500
	・路面電車のLRT化の推進	75,000	88,000
	・西広島駅周辺地区交通結節点整備	2,189,078	83,500
	・広島駅南口広場の再整備等	2,337,280	5,774,900
	・新交通西風新都線整備の推進	255,648	302,900
下水道局	・普通河川改良	341,742	247,000
	・公共下水道整備	15,995,270	14,107,738
	・公共下水道整備（復興まちづくり）	1,340,926	0
	・下水道新設改良	295,631	693,213
	・流域下水道整備（県施行太田川流域道整備事業に対する負担金）	50,747	213,402
	・下水汚泥の資源化	535,961	621,577
	・特定環境保全公共下水道整備	386,777	526,282
	・農業集落排水処理施設の整備	496,994	86,979
	・市営浄化槽の整備	45,548	70,889
水道局	・水源涵養モデル事業（太田川源流の森の整備に係る費用）	5,410	13,275
	・太田川流域水源涵養推進協議会における啓発活動の推進（県内他自治体と共同開催。金額は広島市負担分）	1,426	1,500
	・森林学習行事の開催	192	699
教育委員会 事務局	・感動体験推進事業	4,285	—
	・学校教育活動地域連携推進事業	—	26,037
	・青少年野外活動センター施設整備補助	0	0
	・こども村整備	385	4,200
	・少年自然の家・グリーンスポーツセンター整備	11,000	1,700
合 計		31,233,128	29,891,824

(3) 環境保全行政のあゆみ（年表）

年月	国・広島県	広島市
42. 4		降下ばいじん、硫黄酸化物(PbO ₂ 法)及び自動車排出ガス調査開始
8	「公害対策基本法」公布	
10		衛生課に公害係(3名)を設置
43. 1		排水パトロール班発足
6	「大気汚染防止法」公布	
	「騒音規制法」公布	
12		「騒音規制法」に基づく政令市となる
44. 4	「騒音規制法」に基づく地域指定(広島市他)	公害対策課(12名)を設置 市内河川、河口域の水質調査開始
12	「広島県公害防止条例」公布	
45. 2	一酸化炭素に係る環境基準一閣議決定	
4	水質汚濁に係る環境基準一閣議決定	
6	「公害紛争処理法」公布	
9	水質汚濁に係る環境基準の類型指定(太田川、瀬野川水域)	
12	「公害対策基本法」の一部改正、「水質汚濁防止法」等公害関係14法成立	
46. 4		「広島市中小企業公害防止資金融資制度」発足 太田川上流の水質調査開始 河川底質調査開始
5	騒音に係る環境基準一閣議決定	
6	「悪臭防止法」公布	「水質汚濁防止法」に基づく政令市となる
	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」公布	「広島市水質監視員」設置
7	環境庁発足	課名を「環境保全課」に変更
	「広島県公害防止条例」全面改正	
8		「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づく政令市となる 「広島市環境保全協議会」設置 「広島市環境保全連絡調整委員会」設置
9	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行	航空機騒音調査開始(県共同)
10		環境保全部(調整課、規制課、公害試験所計33名)を設置 「大気汚染防止法」に基づく政令市となる(工場を除く)
12	「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」公布(上乗せ条例)	
47. 1		紙屋町測定局(自動車排出ガス)、広島県から借受け 「広島県公害防止条例」に基づく事務委任(大気(工場を除く)、水質、騒音)
4		環境騒音調査開始 「広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」施行

年月	国・広島県	広島市
5		「悪臭防止法」に基づく政令市となる
6	「各種公共事業に係る環境保全対策について」一閣議了解	
7		大気測定車(ブルースカイ)購入
48. 4		学校環境調査開始(大気、騒音) 「広島市環境保全モニター」設置 悪臭物質の測定開始
5	「悪臭防止法」に基づく地域指定(広島市他) 大気汚染に係る環境基準一環境庁告示	
6	第1回「環境週間」実施	
48. 7	「オキシダント、二酸化窒素、一酸化炭素に係る常時監視及び緊急時の措置要領」制定(広島県) 第1回「瀬戸内海環境保全月間」実施	
8	固定発生源に係る窒素酸化物の排出基準設定	
10	「瀬戸内海環境保全臨時措置法」公布 「公害健康被害補償法」公布	
12	航空機騒音に係る環境基準一環境庁告示	「広島市環境保全整備計画」作成
49. 3	「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」一部改正	比治山測定局(自動車排出ガス、騒音)設置
4	「大気汚染防止法」に基づく燃料使用規制地域の指定(広島市中央部) 騒音に係る環境基準の類型指定(広島市他)	
6	「環境影響評価の運用上の指針について」一中央公害対策審議会の中間報告	
9		三篠小学校、皆実小学校、袋町小学校に大気測定局を設置
10	「大気汚染防止法」に基づく燃料使用基準設定一県告示 水質汚濁に係る環境基準の類型指定(広島市地先海域、海田湾他)	新幹線(試運転列車)騒音調査開始
50. 3	山陽新幹線(岡山一博多間)開通	
6	水質汚濁に係る環境基準の類型指定(広島市内河川(吉山川他7水域))	
7	新幹線鉄道騒音に係る環境基準一環境庁告示	市長が「ごみ非常事態宣言」を発表
8		「広島市廃棄物処理計画基本構想」を提出
12	「環境影響評価制度のあり方について」一中央公害対策審議会(検討結果のまとめ)	
51. 2	「広島・呉地域公害防止計画」策定(50～54年度)	
3		紙屋町測定局、広島県から譲渡
6	「振動規制法」公布 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正	
7		広島市廃棄物処理事業審議会を設置
8		中工場が稼働開始
12		「振動規制法」に基づく政令市となる

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
52. 3		大気汚染中央監視局を設置(市役所内)
6	航空機騒音に係る環境基準の類型指定(旧広島空港周辺地域)	
	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定(広島市他)	
	旧広島空港が「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく特定飛行場に指定される	
10		旧広島空港周辺住宅の騒音防止工事の助成実施
53. 1	「振動規制法」に基づく地域指定(広島市他)53. 3施行	
2	国・県・市の共同によるジェット機テスト飛行(旧広島空港)	
3		井口小学校に大気測定局を設置
4	「瀬戸内海環境保全基本計画」一閣議決定	
6	「水質汚濁防止法」一部改正(総量規制の導入等)	
	「瀬戸内海環境保全臨時措置法」一部改正(「瀬戸内海環境保全特別措置法」と改題、瀬戸内海環境保全の強化等)	
7	二酸化窒素に係る環境基準改定一環境庁告示	
54. 1		現安佐北区役所に大気測定局を設置
3		現安佐南区役所に大気測定局を設置
		庚午測定局(自動車排出ガス)設置
4	「環境影響評価制度のあり方について」一中央公害対策審議会の答申	「広島県公害防止条例」に基づく事務委任(悪臭)
7		袋町小学校測定局を南観音小学校に移設
12		矢賀小学校に大気測定局を設置
55. 3	「広島県洗剤対策推進要綱」県策定	大気測定車(ブルースカイ)更新
	「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」を公告(広島県)	
4	「 ^{りん} 燐及びその化合物に係る削減指導方針」決定	政令指定都市移行
		「大気汚染防止法」(工場)、「瀬戸内海環境保全特別措置法」並びに「悪臭防止法」(規制地域の指定及び規制基準の設定)に基づく政令市となる
5	「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」、「水質汚濁防止法施行規則に基づく汚濁負荷量の測定に係る排水の期間及び特定排出水の化学的酸素要求量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法」一県告示	
8		「広島市水質浄化推進連絡会議」設置
9	航空機騒音に係る環境基準の類型指定の改正	
12		新和小学校測定局(自動車排出ガス、騒音)設置
56. 3	「広島・呉地域公害防止計画」策定(55～59年度)	
57. 2		広島駅測定局(自動車排出ガス)設置
3		安川水質測定局設置
4		環境保全部を「環境保健部」に改組

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
		衛生研究所を設置
12	「広島県環境影響評価の実施に関する指導要綱」－ 県告示 58.4施行 「水質汚濁に係る環境基準」一部改正(湖沼の全窒 素、全磷)	
58. 3		安佐南工場稼働開始
4		「ごみ非常事態宣言」解除
5	「浄化槽法」公布(S58.11一部施行、S60.10全面施 行)	
58. 9		「広島市地下水汚染問題連絡会議」設置
59. 7	「湖沼水質保全特別措置法」公布	「広島市化製場等に関する条例」を公布
8	「環境影響評価の実施について」－閣議決定	
60. 3	水質汚濁に係る環境基準の類型指定の変更(猿猴川)	
6	大気汚染防止法、大気汚染防止法施行規則の一部改 正(小型ボイラーの規制対象)	
11		広島駅測定局を八幡小学校へ移設
61. 3	「広島・呉地域公害防止計画」策定(60～64年度) 水質汚濁に係る環境基準の類型指定(府中大川)	
4		「大気汚染常時監視システム」更新 「騒音規制法」及び「振動規制法」(規制地域の指定 及び規制基準の設定)に基づく政令市となる
5	磷及びその化合物に係る削減指導方針(広島県)	
10		中国四川省重慶市と友好都市提携
62. 4	「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」－県告示	
5	「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」－県告示	
63. 3		「広島市環境保全モニター」廃止
5	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する 法律」公布	
6		南工場稼働開始
11	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の設立	
平成		「広島市西部丘陵都市環境管理指針」策定
元. 3		
4		「広島市環境情報システム」整備
6	「大気汚染防止法」一部改正(石綿規制)	
9	「悪臭防止法施行令」一部改正(低級脂肪酸4物質追 加)	
10		重慶市から、酸性雨・大気汚染防止専門家の派遣要 請
12	「へい獣処理場等に関する法律」(「化製場等に関 する法律」)一部改正	
2. 3		「広島市環境保全事業基金」設置
4		玖谷埋立地へのごみ埋立て開始 安佐北工場稼働開始
5		北部資源選別センター稼働開始 広島市環境管理計画策定検討委員会設置 重慶市へ環境保全視察団を派遣
6	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法 律」公布 「水質汚濁防止法」一部改正(生活排水対策の推進)	
8		「広島市地球環境問題連絡会議」設置

年月	国・広島県	広島市
10	地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球温暖化防止行動計画」を決定	
11	「大気汚染防止法施行令」一部改正(ガス機関及びガソリン機関の追加)	
12		「広島市ゴルフ場指導要綱」施行
3. 3	「瀬野川水質環境管理計画」策定 「八幡川河川環境管理協議会」設立	一般環境大気測定局の再編整備 矢賀小学校測定局を福木小学校へ移設(福木小学校測定局) 八幡小学校測定局を伴小学校へ移設(西部丘陵測定局) 南観音小学校測定局を廃止
	「公害の防止に関する国の財政上の特例措置に関する法律」一部改正(10年延長) 「特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律」一部改正 「広島・呉地域公害防止計画」策定(平成2～6年度)	
4	「再生資源の利用の促進に関する法律」公布(H4. 10施行)	追加悪臭物質に係る規制地域及び規制基準告示
7	「水質汚濁防止法」一部改正(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる洗浄施設等を特定施設として追加)	重慶市環境保全視察団の受入れ
9		「広島市生活排水処理基本計画」策定
10	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」大幅改正	「八幡川水質汚濁防止対策推進連絡会」設立
4. 3		大気測定車更新 広島市地下水汚染対策基本方針の決定
5	「気候変動枠組条約」の採択	
6	環境と開発に関する国連会議(ブラジル:リオデジャネイロ)	
10		重慶市研修生の受入れ シアン化合物による太田川水質汚染事故発生
12	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」一部改正	「広島市水質浄化推進連絡会議」を「広島市水質保全会議」に改組 広島市における地球環境保全への取組方針を決定
5. 1	「瀬野川河川環境管理協議会」設立	
5. 3	「水質汚濁に係る環境基準について」一部改正(健康項目9項目→環境基準健康項目23項目) 「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」一部改正(地下水の評価基準の改正)	「広島市環境管理計画」策定
4		重慶市へ環境保全視察団を派遣 「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく規制地域の改正
5	日本が「気候変動枠組条約」を締結	
6	「悪臭防止施行令、施行規則」の一部改正(悪臭物質追加12項目→22項目)	
7		重慶市と技術交流調印 公用車に電気自動車を導入

年月	国・広島県	広島市
8	水質汚濁に係る環境基準一部改正(海域の窒素・リン追加) 「水質汚濁防止法」一部改正(窒素・リンを排水基準に追加)	
10		重慶市に酸性雨研究交流センターを開所
11	「環境基本法」公布・施行(公害対策基本法の廃止)	
12	「水質汚濁防止法」一部改正(排水基準の有害物質を追加11項目→24項目、鉛、砒素の排水基準の規制強化)	
6. 2	土壌の汚染に係る環境基準の一部改正(対象項目の追加10項目→25項目)	「地球にやさしい市民会議」の設置
3	「気候変動枠組条約」の発効	
6		酸性雨研究交流センター職員の受入れ
10		「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体」として被表彰
11		重慶市へ職員2名を派遣
12	「環境基本計画」(第一次)閣議決定	
7. 2		「太田川流域市町村水質保全交流会議」の設置(2市7町2村)
3	「広島県環境基本条例」施行	追加悪臭物質に係る規制地域及び規制基準告示(悪臭物質追加12項目→22項目)
4	「悪臭防止法」一部改正(嗅覚測定法による規制の導入)	「環境保全課」を「環境対策課」及び「環境企画課」に改組
5		「広島市環境影響評価要綱」施行
6	「容器包装リサイクル法」公布(H9.4施行)	重慶市の環境保全視察団を受入れ 国際環境自治体協議会(ICLEI)へ加盟 「広島地球ウォッチングクラブ」設立
7		全国アメニティ推進協議会平成7年度総会の開催(於広島市) 広島市環境サポーター養成講座開始
9	「悪臭防止法施行令・施行規則」一部改正	
11		広島市環境サポーター制度発足 重慶市へ職員2名を派遣
8. 3		「地球にやさしい市民行動計画」策定 「広島市産業廃棄物処理指導計画」改定
4		アイエス西部丘陵都市開発事業に係る環境影響評価手続の開始
5	「水質汚濁防止法」「大気汚染防止法」一部改正	日中環境協力総合フォーラムへ出席
6	広島県フロン回収推進協議会設置 環境家計簿全国大会開催(於広島市)	ベトナム(ホーチミン市)・カンボジア(プノンペン市)から研修生をそれぞれ2名と1名受入
7		「平和の鐘」が日本の音風景100選に認定 太田川流域市町村水質保全交流会議による「水援隊」発足
8. 8		ベトナム社会主義共和国から研修生受入れ
10	環境庁環境カウンセラー制度発足、募集開始	
11		日中環境協力都市会議へ参加
12	「騒音規制法施行令」一部改正	「アイドリングストップ運動」実施
9. 1	政令指定都市環境サミット'97開催 「大気汚染防止法施行令」一部改正	
2	環境影響評価制度中央環境審議会の答申	グリーン購入ネットワーク加入

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
	「大気汚染防止法施行規則」一部改正	第4回東アジア酸性雨モニタリングネットワーク専門 家会合開催 「地球環境子ども会議」を国際会議場で開催 公用車に天然ガス自動車を導入
3	「広島県環境基本計画」策定 「地下水の水質の汚濁に係る環境基準」告示	
4	「大気汚染防止法」一部改正施行(建築物の解体等 に伴う石綿の飛散防止についての規制が追加) 「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」 制定 「エコライフ100万人の誓い」運動実施 「特定フロン回収促進プログラム」策定	衛生局環境企画課・環境対策課を環境局環境企画課 に統合組織改正 有害大気汚染物質のモニタリング開始
6	環境影響評価法公布 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正	「環境の日」ひろしま大会開催(以降毎年度開催) 広島西風新都線に係る環境影響評価手続の開始
7		フィリピン(バレンズエラ市)・スリランカ(コロボ 市)から研修生1名ずつ受入れ
8	「ダイオキシン対策に関する5ヶ年計画」 「大気汚染防止法施行令」一部改正	
9	「廃棄物処理法施行令及び施行規則の一部を改正す る省令」施行 広島県公害防止条例施行規則の一部改正	「広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」策定
10		「地球温暖化シンポジウム・イン・広島」開催
11		第4回気候変動世界自治体サミット(名古屋)に参加
12	気候変動枠組条約第3回締約国会議(温暖化防止京都 会議COP3)において「京都議定書」を採択 「大気汚染防止法施行令」改正 「環境影響評価法施行令」公布 「地球温暖化対策推進本部」を設置	重慶市に職員2名を派遣
10. 1		「地球にやさしい市民会議」を「広島市環境条例 (仮称)検討委員会」に改組
2		環境局「環境バッジ」製作・配付
3		安佐南・安佐北・福木小学校測定局を地上に移設
4	「広島県公害防止条例」一部改正 排水基準の有害物質を追加 「大気汚染防止法施行規則」一部改正(廃棄物焼却 炉に係るばいじん排出基準強化)	ダイオキシン類大気環境調査開始 学校焼却炉の使用廃止
6	「地球温暖化対策推進大綱」策定 「家電リサイクル法」公布	バングラデシュ(シルヘット市)・ベトナム(ハノイ 市)から研修生1名ずつ受入れ
8		日中環境開発モデル都市構想専門家委員会に参加 (北京)
9	「騒音に係る環境基準」の改正 「自動車排出ガスの量の許容限度」一部改正	
10	「大気汚染防止法施行令」一部改正	「広島市役所環境保全率先行動計画」策定

年月	国・広島県	広島市
11	「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布	広島駅南口広場にて「アイドリング・ストップ街頭キャンペーン」実施
12	「騒音規制法施行令」一部改正 「振動規制法施行令」一部改正	中国重慶市から研修生2名受入れ (仮称)祇園山本地区開発事業に係る環境影響評価手続の開始
11. 1	「大気汚染防止法施行令」一部改正 「悪臭防止法施行令」一部改正	玖谷埋立地整備変更事業に係る環境影響評価手続の開始
2	「水質汚濁に係る環境基準」一部改正(環境基準健康項目23項目→26項目) 騒音に係る環境基準の類型指定の全部改正(広島県)	
3	大気・水質・騒音・振動・悪臭の各規則一部改正(届出の電子化及び押印手続見直し) 「広島県公害防止条例」改正(屋外燃焼禁止)	「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」公布 「広島市環境影響評価条例」公布 「広島市環境条例(仮称)検討委員会」を廃止 「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」施行
4	「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行	
5	「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」一部改正(電気ガス法改正)	
6	「環境影響評価法」全面施行 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」公布 「ダイオキシン類対策特別措置法」公布 「瀬戸内海環境保全特別措置法」一部改正	「広島市環境影響評価条例」全面施行 パキスタン(ファイサラバード市)・インド(ムンバイ市)から研修生1名ずつ受入れ
11		「第4次広島市基本計画」策定
12	「大気汚染防止法施行令」「水質汚濁防止法施行令」一部改正 「ダイオキシン類対策特別措置法施行令、施行規則」公布 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」一部改正(ダイオキシン関係)	出島埋立地区廃棄物処分場設置に係る環境影響評価手続の開始(条例施行後初の案件) 第4回気候変動世界自治サミット(名古屋)に参加 重慶市に職員2名派遣
12. 1	「ダイオキシン類対策特別措置法」施行 「排水基準を定める総理府令」一部改正	広島市環境局ホームページ開設 「広島市地球環境問題連絡等会議」を発展的に解消し「広島市環境調整会議」を設置 「広島市環境審議会」設置
2		安川水質測定局廃止
3	「自動車騒音の限度を定める命令」の全部改正 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」施行 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(PRTR法施行令)」施行	「広島市の生物」発行
6	「浄化槽法の一部を改正する法律」公布(H13.4施行)	パキスタン(クエッタ市)・インド(トリヴァンドラム市)から研修生1名ずつ受入れ
7		水質・底質・地下水のダイオキシン類調査開始
10		土壌のダイオキシン類調査開始
11		公共用水域の環境ホルモン調査開始
12	「環境基本計画」(第二次)閣議決定	中国重慶市から研修生2名受入れ

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
13. 1	環境省発足	
2		第2回こどもエコクラブアジア太平洋会議を国・県と共催
3	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)施行規則」公布	「広島市生活排水処理基本計画」策定
4	「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」施行(冷蔵庫・エアコンの冷媒フロンの回収義務化) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」施行	
5		マレーシア(ミリ市)から研修生1名受入れ
6	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」公布 「浄化槽法の一部を改正する法律」公布 (H13. 10施行)	PRTRパイロット調査実施
8		安佐南工場建替事業(処理能力：600t/日)に係る環境影響評価手続の開始
10		「広島市環境基本計画」策定 「広島市役所環境保全実行計画」策定 安佐北工場においてISO14001認証取得
11	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令、施行規則」一部改正(硫酸カリウムの製造に係る施設等を特定施設(水質基準対象施設)に追加)(H13. 12施行)	
14. 3	「地球温暖化対策推進大綱」一部改正	「広島市グリーン購入方針」策定
4	PRTR法に基づく事業者の届出開始	「環境企画課」を「環境政策課」と「環境保全課」に分割
5	「土壌汚染対策法」公布	玖谷埋立地拡張整備事業に係る環境影響評価手続の開始 カンボジア(プノンペン市)から研修生1名受入れ
6	日本が「京都議定書」を締結 「地球温暖化対策の推進に関する法律」一部改正	
7	「窒素含有量に係る総量規制基準」一県告示(H14. 10施行)	
7	「りん含有量に係る総量規制基準」一県告示(H14. 10施行) 「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」一部改正(カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設等を特定施設(水質基準対象施設)に追加)(H14. 8施行)	
9	「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質の汚濁のうち、水底の底質の汚染に係る環境基準適用	
10	「フロン回収破壊法(自動車関係)」施行	中国重慶市から研修生2名受入れ
11	第5回内分泌攪乱化学物質問題に関する国際シンポジウム開催(会場：広島国際会議場、広島市後援)	
15. 2	「土壌汚染対策法」施行	
3	「広島県環境基本計画」改定 「第一次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定	「広島市多元的環境アセスメント基本構想」策定

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
5		「広島市地球温暖化対策地域推進計画」策定
6	「CO ₂ 削減・百万人の環」消灯キャンペーン実施	
7	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」公布	ブータン(ティンブー市)から研修生1名受入れ
9		「悪臭防止法による規制地域及び規制基準の指定」告示(H16.1施行)
10	「広島県公害防止条例」を全部改正し、「広島県生活環境の保全等に関する条例」を公布	「広島市地球温暖化対策地域協議会」設置
		「広島市ばい捨て等の防止に関する条例」施行
	「エネルギー基本計画」(第一次)閣議決定	
12	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」一部改正(4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造に係る施設等を特定施設(水質基準対象施設)に追加)(H16.1施行)	
16. 2		市役所本庁舎においてISO14001認証取得
3	「広島県地球温暖化防止地域計画」策定	「廃棄物最終処分場整備計画の策定における多元的環境アセスメントガイドライン」策定
	「ヒートアイランド対策大綱」決定	
4		「広島市多元的環境アセスメント実施要綱」施行
5		インドネシア(バンドン・リージェンシー)から研修生1名受入れ
6	「景観法」公布	
7		「ゼロエミッションシティ広島を目指す減量プログラム」策定
10		中国重慶市から研修生2名受入れ
17. 2	「京都議定書」発効	
3		白木産業廃棄物最終処分場増設事業に係る環境影響評価手続の開始
4	「京都議定書目標達成計画」閣議決定	旧佐伯郡湯来町との合併に伴い、山県郡西部衛生組合に加入
		環境政策課内にゼロエミッション推進担当を設置
5	「浄化槽の一部を改正する法律」公布(H18.2施行)	スリランカ(デヒワラ・マウント・ラヴィニア市)から研修生1名受入れ
6	「地球温暖化対策の推進に関する法律」一部改正	「広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」改定
7		安佐南工場建替事業(処理能力:400t/日)に係る環境影響評価手続の開始
8	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」一部改正(担体付き触媒の製造に係る施設等を特定施設(水質基準対象施設)に追加)(H17.9施行)	
10		「都市環境協定」へ参加
11	気候変動枠組条約第11回締結国会議(COP11)及び京都議定書第1回締結国会合(COP/MOP1)(カナダ:モントリオール)	
18. 1		区役所庁舎においてISO14001認証取得
3		「広島市産業廃棄物処理指導計画」改定
4	「大気汚染防止法」一部改正施行(揮発性有機化合物(VOC)の排出規制の開始)	水素自動車を導入
	「環境基本計画」(第三次)閣議決定	
6	「地球温暖化対策の推進に関する法律」一部改正	
10	「大気汚染防止法」一部改正施行(特定粉じん排出等作業の実施の事項に工作物に関する事項を追加)	「広島市の生物(補遺版)」発行

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
19. 1		中国重慶市から研修生2名受入れ ベトナム(トウアティエン・フエ市)から研修生1名受入れ
2	IPCC第4次評価報告(19.2～19.11)	
3	「エネルギー基本計画」(第二次)閣議決定	山県郡西部衛生組合脱退
4		「資源・エネルギー・温暖化対策部」を設置 広島駅南口Bブロック第一種市街地再開発事業に係る環境影響評価手続の開始
6	「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」一部改正(毒性等価係数の改正)(H20.4施行)	「広島市環境基本計画(改定計画)」策定
		タイ(パトン市)から研修生1名受入れ
	「21世紀環境立国戦略」閣議決定	
12	気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)及び京都議定書第3回締約国会合(COP/MOP3)(インドネシア・バリ)で、「バリ行動計画」採択	
20. 1	内閣総理大臣が「クールアース推進構想」を世界に向けて提案	
2		市域の温室効果ガス排出量を2050年に1990年比で70%削減する長期目標「カーボンマイナス70」を掲げるとともに平成20年を「温暖化対策行動元年」と位置付け
3	「京都議定書目標達成計画」改定 「第二次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定	大気測定車更新
4		「資源・エネルギー・温暖化対策部」を「環境政策課ゼロエミッション推進担当」及び「エネルギー・温暖化対策部企画課」に改組 「エネルギー・温暖化対策クロスセクション」を設置
6	内閣総理大臣が日本の温室効果ガス排出削減の長期目標について発表 「地球温暖化対策の推進に関する法律」一部改正	ブータン(ティンブー市)から研修生1名受入れ
7	先進国首脳会議(G8北海道洞爺湖サミット) 「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定 「今すぐecoじゃけん広島～広島発・ストップ地球温暖化県民運動」開始	
11	「PRTR法施行令」一部改正(対象化学物質の見直し及び医療業を対象業種に追加)(H21.10施行)	
21. 1		中国重慶市から研修生2名受入れ 恵下埋立地(仮称)整備事業に係る環境影響評価手続の開始 (仮称)石内東地区開発事業に係る環境影響評価手続の開始
3		「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」制定 「ゼロエミッションシティ広島を目指す第2次減量プログラム」策定

年月	国・広島県	広島市
4	「土壌汚染対策法」一部改正(汚染土壌処理業の新設、形質変更時の届出規制等)(H22.4全部施行)	
6	内閣総理大臣が日本の温室効果ガス排出削減の中期目標について発表	「広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」改定 フィリピン(ラ・トリニダード市)から研修生1名受入れ
9	内閣総理大臣が国連で温室効果ガス排出削減の中期目標を表明 微小粒子状物質に係る環境基準の追加ー環境省告示	
10		「広島市汚染土壌処理業許可等申請手数料条例」制定(H22.4施行) 「第5次広島市基本計画」策定
11	内閣総理大臣が日米首脳会談で日本の温室効果ガス排出削減の長期目標について発表	「広島カーボンマイナス70ー2050年までの脱温暖化ビジョンー」策定
12	気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)及び京都議定書第5回締約国会合(COP/MOP5)(デンマーク・コペンハーゲン)	
22. 4		「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」施行
5	「大気汚染防止法」一部改正(改善命令等の発動要件の見直し、測定結果の未記録等に対する罰則の創設等)(H23.4施行) 「水質汚濁防止法」一部改正(事故時の措置の対象の追加、測定結果の未記録等に対する罰則の創設等)(H23.4施行)	
6	「エネルギー基本計画」(第三次)閣議決定	
7		タイ(サムナクトーン市)から研修生1名受入れ
11	気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)及び京都議定書第6回締約国会合(COP/MOP6)(メキシコ・カンクン)	中国重慶市から研修生2名受入れ
12		(仮称) JR可部線電化延伸事業に係る環境影響評価手続の開始
23. 3	東日本大震災 「第2次広島県地球温暖化防止地域計画」策定	「広島市生活排水処理基本計画」策定
4	「第3次広島県環境基本計画」策定 「廃棄物処理法」一部改正(産業廃棄物の事業場外保管の事前届出制度、罰則の強化等)(H23.4施行) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」国会提出	
	「環境影響評価法」一部改正(計画段階配慮書手続の新設等)(H24.4一部施行、H25.4全部施行)	「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」告示(H23.5施行)
5	内閣総理大臣がG8ドーヴィルサミットにおいてエネルギー基本計画の見直しを表明	
6	「水質汚濁防止法」一部改正(有害物質を貯蔵する施設の設置者について届出規定(構造基準等)の創設等)(H24.6施行)	
7		タイ(バンプラ市)から研修生1名受入れ

年月	国・広島県	広島市
8	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」公布	
10	「水質汚濁防止法施行規則」一部改正(H23.11一部施行、H23.12全部施行) 「水質汚濁に係る環境基準」一部改正 (カドミウムの基準値0.01mg/L→0.003mg/L)	
11	気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)(南アフリカ・ダーバン) 「水質汚濁防止法施行令」一部改正(H24.6施行)	
12	COP17において設定が合意された京都議定書第二約束期間に日本が不参加 「基本方針～エネルギー・環境戦略に関する選択肢の提示に向けて～」エネルギー・環境会議決定	
24. 3		「広島市環境影響評価条例」一部改正(H24.4施行) 「エネルギー・温暖化対策部」を廃止
4	「第四次環境基本計画」閣議決定	「エネルギー・温暖化対策クロスセクション」を廃止 「企画課」を「温暖化対策課」に改称
11	気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP18)(カタール・ドーハ)	中国重慶市から研修生2名受入れ
25. 3	「当面の地球温暖化対策に関する方針」地球温暖化対策推進本部決定 「地球温暖化対策推進法改正案」閣議決定	「広島市環境影響評価条例」一部改正(H25.4施行)
4	「水質汚濁に係る環境基準」一部改正(水生生物基準に2物質追加、要監視項目に3物質追加) 新安佐南工場が本格稼働開始 新北部資源選別センターが稼働を開始	
5	「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定	
6	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」一部改正(第一種特定製品の管理者の義務の創設等、法律名を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改正)(H27.4施行) 「大気汚染防止法」一部改正(特定粉じん排出等作業の届出義務者変更、解体等工事に係る調査説明等の追加)(H26.6施行) 「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法令の整備に関する法律」公布(H25.12、H26.6一部施行、H27.6完全施行)	
11	地球温暖化対策推進本部が、2020年度の削減目標を決定 気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)(ポーランド・ワルシャワ)	
26. 3	「土壌の汚染に係る環境基準」一部改正(1,1-ジクロロエチレンの基準値0.02mg/L→0.1mg/L)	
4	新しい「エネルギー基本計画」閣議決定	
6	「日本再興戦略」改正2014を閣議決定	
8		平成26年8月20日豪雨災害
9		「平成26年8月20日の豪雨災害に伴う災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の処理を開始
10		環境政策課内に災害廃棄物処理担当を設置

年月	国・広島県	広島市
11	「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」公布(H26.12施行)(カドミウム及びその化合物の排水基準0.1mg/L→0.03mg/L、地下水の浄化基準0.01mg/L→0.003mg/L) 「水質汚濁に係る環境基準」「地下水の水質汚濁に係る環境基準」一部改正(トリクロロエチレンの基準値0.03mg/L→0.01mg/L)	
12	気候変動枠組条約第20回締約国会議(COP20)(ペルー・リマ)	
27. 3		「広島市環境影響評価条例」一部改正(H27.6施行) 「広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」策定 「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則」一部改正(H27.4施行)
5	「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布、施行(1,4-ジオキサン等の暫定排水基準の見直し)	
6	「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布(H30.4施行)(水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、事業活動に伴う水銀等の排出を規制)	海田バイオマス混焼発電所建設計画事業に係る環境影響評価手続の開始
9	「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」公布(H27.10 施行)(トリクロロエチレンの排水基準0.3mg/L→0.1mg/L及び地下水の浄化基準0.03mg/L→0.01mg/L)	
10	「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律」公布、施行	
11	「日本の約束草案(H42年度までにH25年度比26%減)」地球温暖化対策推進本部決定 「気候変動の影響への適応計画」閣議決定	
12	気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)(フランス・パリ)において「パリ協定」採択	
28. 2	気候変動長期戦略懇談会からの提言	
3	「第4次広島県環境基本計画」策定 「土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令」公布(H29.4施行)(クロロエチレンを特定有害物質として指定) 「水質汚濁に係る環境基準」一部改正(生活環境項目に底層溶存酸素量を追加)	「第2次広島市環境基本計画」策定 「広島市多面的環境アセスメント実施要綱」一部改正(H28.4施行)
5	「地球温暖化対策計画」閣議決定	
6	「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布(H28.7施行)(ほう素及びその化合物等の暫定排水基準の見直し)	
11	「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布(H28.12施行)(亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物の暫定排水基準の見直し) 「パリ協定」批准を閣議決定	

年月	国・広島県	広島市
	気候変動枠組条約第22回締約国会議(COP22)(モロッコ・マラケシュ)	
29. 1	「大気汚染防止法施行規則及び大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布、施行(水素製造用改質器に係るばい煙の測定頻度の規制緩和措置)	
2		(仮称) 駅前大橋線軌道建設事業に係る環境影響評価手続の開始
29. 3	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」制定	「広島市地球温暖化対策実行計画」策定
5	「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」公布(H30. 4 一部施行、H31. 4 全部施行)	
6	「水質汚濁防止法施行令」一部改正(H29. 8 施行)(水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する塩水精製施設及び電解施設を特定施設から削除)	
10	「土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令」公布(H30. 4 施行)	
11	気候変動枠組条約第23回締約国会議(COP23)(ドイツ・ボン)	
12	「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」公布(H30. 4 施行)	
	「汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令」公布(H30. 4 施行)	
	「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令」公布(H30. 4 施行)	
30. 4	「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布、(H30. 5施行)(1, 4-ジオキサンの暫定排水基準の見直し)	
	「大気汚染防止法の一部を改正する法律等」施行	
6	「気候変動適応法」公布(H30. 12施行)	
9	「土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令」(第二段階改正令)公布(H31. 4施行)	
11	「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準」一部改正(トリクロロエチレンの基準値0. 2mg/m ³ →0. 13mg/m ³)	
12	気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)(ポーランド・カトヴィツェ)	
31. 1	「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」(第二段階改正規則)公布(H31. 4施行)	
	「汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令」(第二段階改正処理業省令)公布(H31. 4施行)	
	「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令」(第二段階改正指定調査機関等省令)公布(H31. 4施行)	
31. 3	「公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壌環境基準及び排水基準等に係る告示の一部を改正する告示」公布、施行	
令和元. 6	「浄化槽法の一部を改正する法律」公布(R元. 6一部施行、R2. 4全面施行)	(仮称) 新交通西風新都線建設事業に係る環境影響評価手続の開始

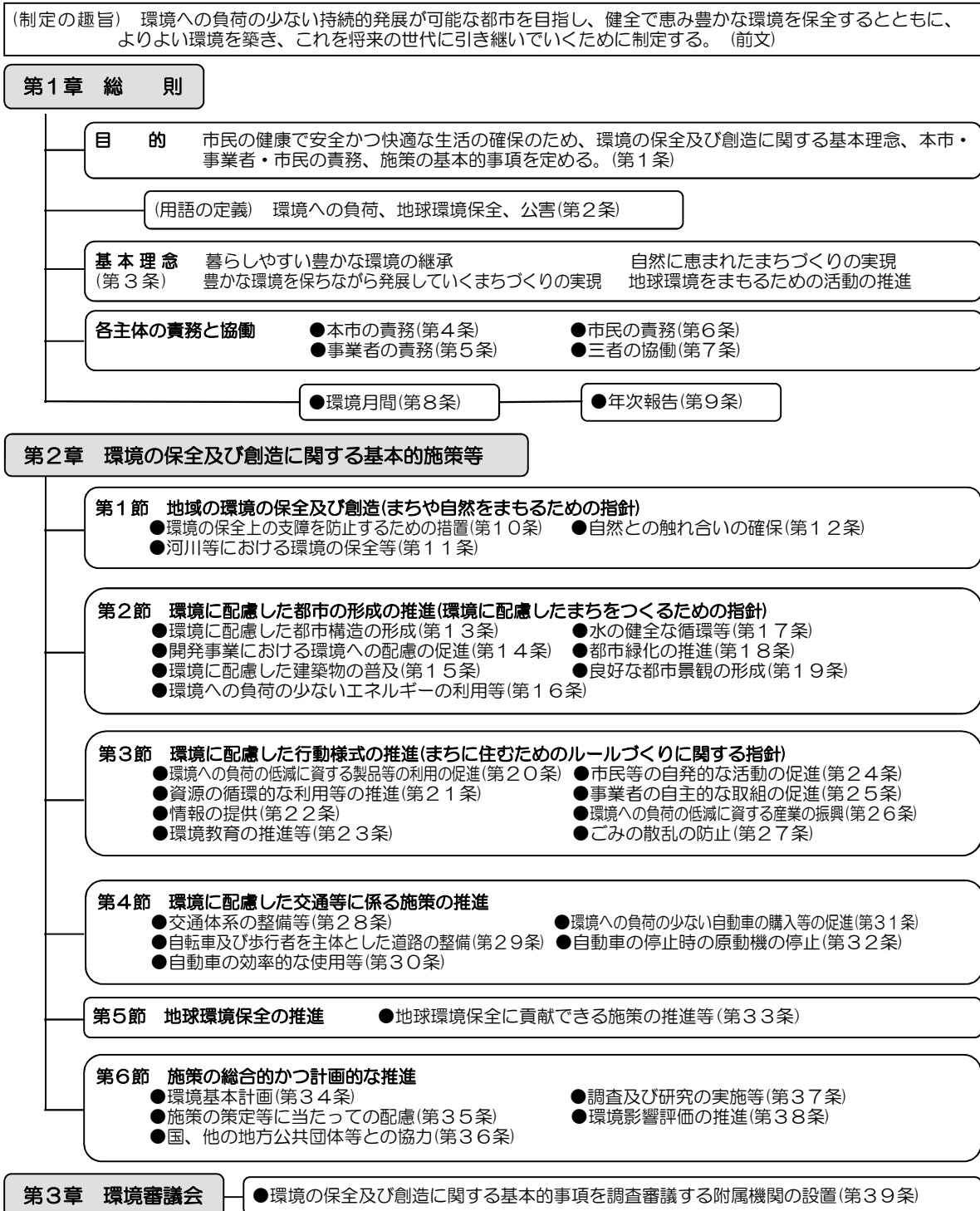
年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
	「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布（R1.7施行）（ほう素及びその化合物等の暫定排水基準の見直し）	
7	「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」公布（R2.4施行）（太陽電池発電所の設置の工事の事業を対象事業に追加）	
12	気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）（スペイン・マドリード）	南工場建替事業に係る環境影響評価手続の開始
2. 3	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」制定	
4	「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」公布（R3.4施行）	
6	「大気汚染防止法の一部を改正する法律（石綿に係る規制強化）」公布（R3.4施行）	（仮称）広島西ウインドファーム事業に係る環境影響評価手続の開始
12	「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」公布、施行 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布、施行	
3. 3	「第5次広島県環境基本計画」策定 「第3次広島県地球温暖化防止地域計画」策定	「第3次広島市環境基本計画」策定 「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」改定 「広島市生活排水処理基本計画」策定 「広島市環境影響評価条例施行規則」一部改正（R3.10施行）
4	地球温暖化対策推進本部が、2030年度の削減目標を決定	
6	「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律」公布（R4.4施行） 「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布・一部施行（一部R4.4施行） 「地域脱炭素ロードマップ」策定 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」閣議決定	
10	「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」公布、施行（対象事業となる風力発電所の要件を引上げ） 「水質汚濁に係る環境基準」「地下水の水質汚濁に係る環境基準」一部改正（R4.4施行）（六価クロムの基準値0.05mg/L→0.02mg/L、大腸菌群数を削除し、大腸菌数を追加） 「地球温暖化対策計画」、「第6次エネルギー基本計画」、「気候変動適応計画」閣議決定	
11	気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）（英国・グラスゴー）	
4. 3	「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」 「汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令」公布（R4.7施行） 「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」公布（R4.10施行）	

2 関係条例等

(1) 広島市環境の保全及び創造に関する基本条例の概要

本市の環境行政の根幹として、環境の保全及び創造に関する基本理念や市・市民・事業者の責務、施策の基本方針を定める「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」を平成11年3月に制定し、同年4月1日から施行しました。

図3-2 広島市環境の保全及び創造に関する基本条例の体系図



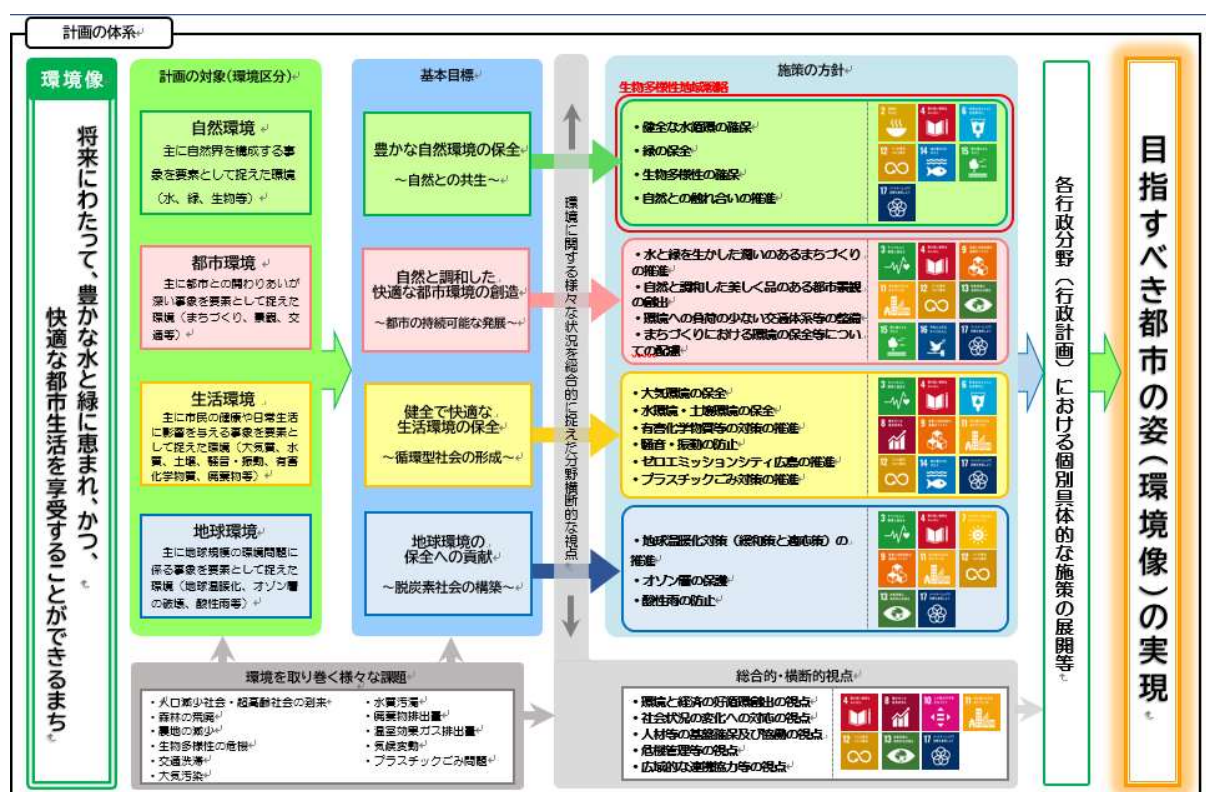
(2) 広島市環境基本計画

平成11年3月に制定した「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」第34条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「広島市環境基本計画」を平成13年10月に策定し、平成19年6月には、本市の環境を取り巻く状況の変化に対応すること、本市の他の計画との整合を図ることを目的として、同計画を改定しました。

この計画は、「広島市基本構想」に掲げられている本市の都市像「国際平和文化都市」を環境面から実現するための部門計画として、環境行政の中心的な役割を担うものと位置付けられ、計画の期間は平成22年度までとしていましたが、国の計画策定状況等を踏まえた新計画を策定するまでの間は、引き続き、改定後の「広島市環境基本計画」に基づき、施策が進められました。平成28年3月には、第2次広島市環境基本計画を策定し、平成28年度以降は同計画に基づき、施策を実施しました。

また、令和3年3月には、第3次広島市環境基本計画を策定し、令和3年度以降は同計画に基づき、施策を実施しています。

図3-3 「第3次広島市環境基本計画」構成図



(3) 環境影響評価制度

ア 広島市環境影響評価条例

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、土地の形状の変更、工作物の新設等の環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、あらかじめその事業の実施が環境に及ぼす影響を調査、予測、評価し、その結果を公表して、これに対する市民や専門家の意見を聴くことにより、環境に配慮した適切な事業とすることを目的とした制度です。

本市では、一定規模以上の開発事業等を行うに当たって環境影響評価を行うための一連の手続きを定める「広島市環境影響評価要綱」を平成7年に制定し、運用してきましたが、国・県においても法・条例を制定したことから、本市においても平成11年3月に「広島市環境影響評価条例（以下「条例」という。）」を制定し、同年6月12日から本格施行しました。

条例では、新たに、事業計画立案の早い段階から環境配慮を行う仕組みや、市民意見の提出機会の拡大、各種書類の公表、事後調査制度の充実について盛り込んでいます。

また、平成23年12月に環境影響評価法（以下「法」という。）が改正され、方法書段階における説明会の実施や図書の電子縦覧が義務化されたことから、平成27年3月に条例の改正を行い、これらの手続を導入することとしました。

さらに、平成25年6月に法が改正され、放射性物質の適用除外規定が削除されたことから、同年6月に条例の改正を行い、放射性物質の適用除外規定を削除することとしました。

調査、予測、評価する環境影響評価項目の概要は図34のとおりです。また、条例の対象となる事業の種類・規模及び手続フローは、それぞれ表67、図35のとおりです。

図34 環境影響評価項目の概要

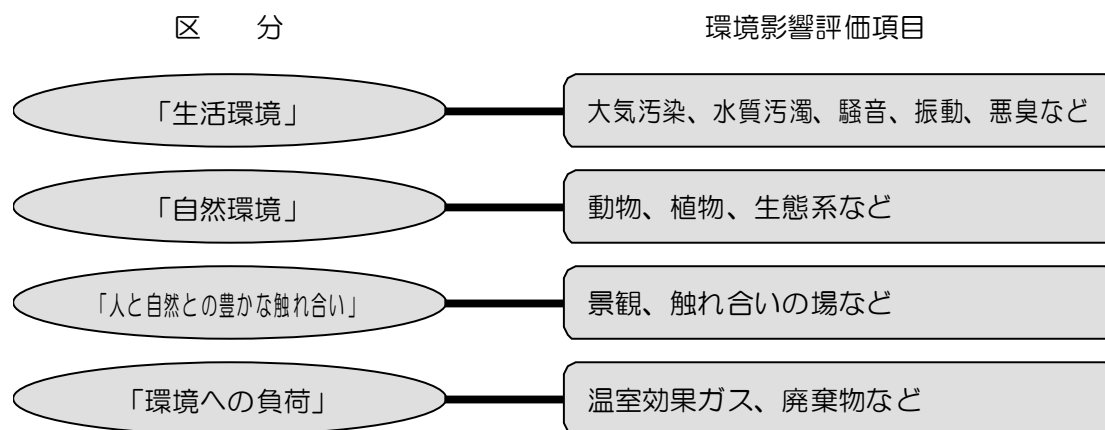
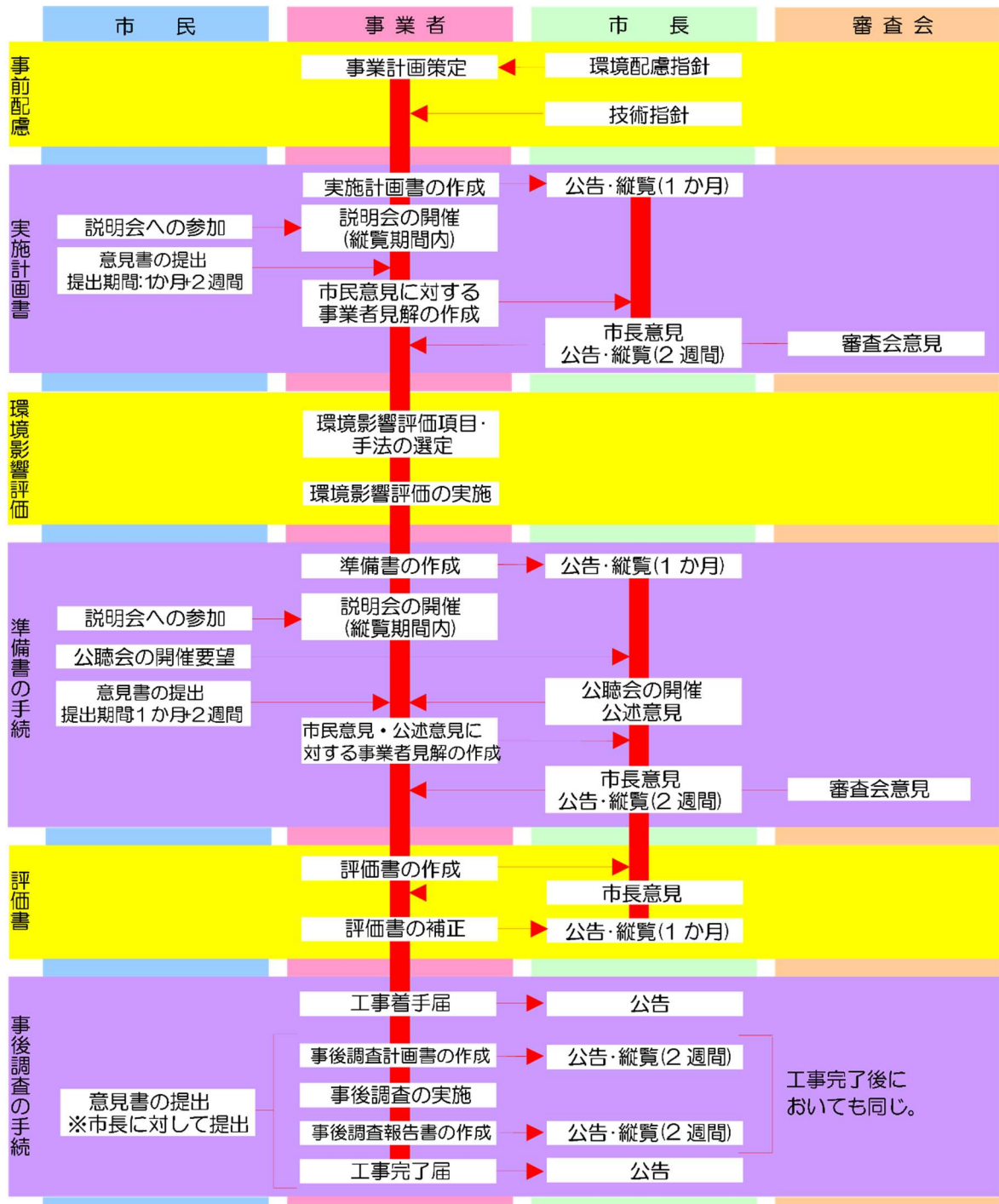


表 7 2 広島市環境影響評価条例の対象事業

対 象 事 業 の 種 類	規 模 の 要 件 の 概 要
1 道路の新設又は改築の事業 ① 自動車専用道路・指定都市高速道路 ② 林道 ③ ①～②以外の道路	新設又は改築(車線の増加に係る部分の長さが1km以上) 新設(幅員6.5m以上、かつ、長さが3km以上)又は改築(幅員6.5m以上、かつ、幅員の増加に係る部分の長さが3km以上) 新設(4車線以上、かつ、長さが3km以上)又は改築(4車線以上、かつ、車線の増加に係る部分の長さが3km以上)
2 ダムの新築、堰の新築又は改築その他河川工事の事業 ① ダム ② 堰 ③ 放水路	新築(貯水面積が40ha以上) 新築(湛水面積が40ha以上)又は改築(湛水面積が20ha以上増加し、かつ、改築後の湛水面積が40ha以上) 新築(土地の形状変更面積が40ha以上)
3 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業	建設又は施設の改良(改良に係る部分の長さが1km以上)
4 空港その他の飛行場又はその施設の設置又は変更の事業	飛行場の設置又は滑走路の新設、延長(250m以上の延長)
5 電気工作物の設置又は変更の工事の事業 ① 水力発電所 ② 火力発電所 ③ 風力発電所 ④ 太陽電池発電所	設置(1.5万kW以上)又は変更(1.5万kW以上)の工事 設置(5万kW以上)又は変更(5万kW以上)の工事 設置(1,500kW以上)又は変更(1,500kW以上)の工事 設置(施行区域の面積が10ha以上)又は変更(施行区域の面積が10ha以上)の工事
6 廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の事業 ① 廃棄物焼却施設 ② し尿処理施設 ③ 最終処分場	設置(8t/h以上)又は変更(8t/h以上の増加) 設置(100kL/日以上)又は変更(100kL/日以上の増加) 設置(3ha以上)又は変更(3ha以上の増加)
7 公有水面の埋立て又は干拓の事業	埋立て又は干拓の区域の面積が25ha以上(特別区域15ha以上)
8 土地区画整理事業	施行区域の面積が40ha以上(市街化調整区域を20ha以上含む場合は20ha以上)
9 住宅団地の造成事業	施行区域の面積が20ha以上
10 工業団地の造成事業 ① 面積 ② 排出ガス量 ③ 排出水量	施行区域の面積が10ha以上 工業団地における排出ガス量の合計が4万m ³ N/h以上 工業団地における排出水量の合計が5,000m ³ /日以上
11 流通業務団地の造成事業	施行区域の面積が10ha以上
12 スポーツ・レクリエーション施設等の新設又は増設の事業 ① 都市公園又は第二種特定工作物 ② ゴルフコース	新設(形状変更区域の面積が20ha以上) 新設(形状変更区域の面積が5ha以上)又は増設(形状変更区域の面積が5ha以上)
13 下水道の終末処理場の新設又は増設の事業	終末処理場の新設又は増設(計画処理人口10万人以上の増加)
14 工場又は事業場の新設又は増設の事業 ① 敷地面積 ② 排出ガス量 ③ 排出水量	形状変更区域の面積が10ha以上 工場又は事業場からの排出ガス量が4万m ³ N/h以上 工場又は事業場からの排出水量が5,000m ³ /日以上
15 土石等の採取の事業	新設(20ha以上)又は増設(20ha以上)
16 大規模建築物の新築の事業	建築物の高さが100m以上、かつ、延べ面積が10万m ² 以上
17 墓地又は墓園の新設の事業	形状変更区域の面積が20ha以上
18 複合用地の造成事業	施行区域の面積が20ha以上(工業、流通系を含む場合は10ha以上)

図 3 5 広島市環境影響評価条例の手続フロー



イ 広島市環境影響評価審査会

広島市環境影響評価条例第36条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として広島市環境影響評価審査会を平成11年5月に設置しました。

審査会は、市長の諮問に応じ、環境影響評価、事後調査その他必要な事項を調査審議します。

委員の任期は2年で、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は指定することとしており、令和3年度末現在で15名が委員に就任しています。

ウ 環境影響評価制度の運用状況

条例施行後、表 7 3 に示す事業について環境影響評価の手続を行っています。

表 7 3 環境影響評価制度の運用状況

事業の名称	出島埋立地区 廃棄物処分場設置事業	玖谷埋立地 拡張整備事業	安佐南工場建替事業	広島駅南口Bブロック 第一種市街地 再開発事業	白木産業廃棄物 最終処分場増設事業	恵下埋立地(仮称) 整備事業
根拠法令	広島市環境影響評価条例	広島市環境影響評価条例	広島市環境影響評価条例	広島市環境影響評価条例	広島市環境影響評価条例	広島市環境影響評価条例
事業の種類 及び規模	最終処分場の設置事業 (約18ha)	最終処分場の規模の変更事業(埋立面積: 12.7ha→14.6ha)	廃棄物焼却施設の設置 事業(処理能力:400t/ 日)	大規模建築物の新築事 業(高さ:約190m、延 べ面積:約128,900㎡)	最終処分場の規模の変更 事業(埋立面積:8.9ha→ 16.0ha)	最終処分場の設置事業 (埋立面積:約11ha)
事業者等	広島県	広島市	広島市	広島駅南口Bブロック 市街地再開発組合	株式会社クリショー	広島市
実施場所	広島市南区出島二丁目 地先 公有水面	広島市安佐北区安佐町 大字筒瀬	広島市安佐南区沼田町 大字伴字赤迫3990番地	広島市南区松原町100 番、101番及び102番の 全部並びに13番及び17 番の一部 広島市南区猿猴橋町7番 及び10番の一部	広島市安佐北区白木町 大字志路	広島市佐伯区湯来町大 字和田字南恵下外
実施計画書の公告	平成11年12月15日	平成14年5月31日	平成17年7月1日	平成19年4月13日	平成17年3月1日	平成20年11月14日
準備書の公告	平成13年1月29日	平成18年3月1日	平成18年9月15日	平成19年9月20日	平成19年6月11日	平成22年10月29日
評価書の公告	平成14年8月29日	平成18年11月15日	平成19年4月16日	平成20年3月26日	平成21年1月9日	平成23年9月1日
備考	—	事業規模を縮小し、対 象事業ではなくなった ため平成16年12月8日対 象事業廃止届が提出さ れたが引き続き条例に 準じて手続を実施。	事業内容の修正に伴い 実施計画書の手続きか ら再度手続を実施。	—	—	—

事業の名称	(仮称)石内東地区開発 事業	J R 可部線電化延伸 事業	(仮称)駅前大橋線 軌道建設事業	(仮称)新交通西風新 都線 建設事業	南工場建替事業
根拠法令	広島市環境影響評価条例	広島市環境影響評価条例	広島市環境影響評価条例	広島市環境影響評価条例	広島市環境影響評価条例
事業の種類 及び規模	複合用地の造成事業 (面積:82.0ha)	鉄道の建設事業(普通 鉄道 単線電化約 1.6km)	軌道の建設事業 (約1.2km)	軌道の建設事業 (約7.1km)	廃棄物焼却施設の設置 事業(処理能力:300t/ 日)
事業者等	広島電鉄株式会社	西日本旅客鉄道 株式会社	広島市長、 広島電鉄株式会社	広島市長、 広島高速交通株式会社	広島市長
実施場所	広島市佐伯区五日市町 大字石内の一部	広島市安佐北区可部二 丁目～亀山南一丁目付 近	広島市南区松原町～ 広島市南区比治山町	広島市安佐南区大塚西 ～ 広島市西区己斐本町	広島市南区東雲三丁目 17番1号及び2号
実施計画書の公告	平成21年1月30日	平成22年12月13日	平成29年2月2日	令和元年6月25日	令和元年12月16日
準備書の公告	平成22年11月26日	平成25年2月14日	平成30年12月3日	—	令和3年10月12日
評価書の公告	平成24年4月5日	平成26年3月7日	令和元年11月29日	—	—
備考	—	—	環境影響評価その他の 手続は、都市計画に定 められる対象事業に関 する特例により、都市 計画決定権者である広 島市が当該対象事業に 係る事業者(に代わるも のとして、都市計画の 決定をする手続と併せ て実施。	環境影響評価その他の 手続は、都市計画に定 められる対象事業に関 する特例により、都市 計画決定権者である広 島市が当該対象事業に 係る事業者(に代わるも のとして、都市計画の 決定をする手続と併せ て実施。	—

エ 広島市多元的環境アセスメント

現在、広島市環境影響評価条例に基づき行われている環境アセスメントは、事業アセスメントと呼ばれているもので、事業の実施内容がほぼ固まった段階で行われるものであるため、大幅な事業計画の変更などが難しく、環境への影響をより少なくするための手段が限られてしまうなどの制度上の限界があります。

環境アセスメント制度を十分に機能させるためには、現行の環境アセスメント制度を補完し、事業に先立つ政策や計画を立案する段階に環境への配慮を組み入れていく新たな制度を構築する必要があります。

本市ではこうした視点に立って、新たな環境アセスメント制度として、広島市多元的環境アセスメント制度の構築に取り組んできており、平成15年3月に制度の基本理念や在り方を基本構想として取りまとめました。

また、平成16年4月には、広島市が策定する大規模事業等の計画を対象とした広島市多元的環境アセスメント実施要綱を施行しました。

(4) 広島地域公害防止計画

公害防止計画は、環境基本法第17条の規定に基づき、現に公害が著しく、かつ公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ、公害の防止を図ることが著しく困難である地域等について、公害の防止を目的として策定される地域計画であり、都道府県知事が作成することができるとされています。

広島地域では、昭和50年度に「広島・呉地域公害防止計画」（計画範囲：広島市、呉市、府中町、海田町、熊野町及び坂町）が策定され、5年ごとに改定されながら公害の防止に関する諸施策が推進されてきました。平成18年3月には、広島市の区域を計画の範囲とした「広島地域公害防止計画」が策定されました。

平成24年3月には、計画期間を10年間として、自動車交通公害及び広島湾海域の水質汚濁を主要課題に掲げ、交通流、交通量対策、生活排水対策等を実施することとした「広島地域公害防止計画」が策定されました。

(5) 広島市環境審議会

「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」第39条の規定に基づき、市長の附属機関として広島市環境審議会を平成12年1月に設置しました。

環境審議会は市長の諮問に応じ、①環境基本計画に関すること、②環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議します。

委員の任期は2年で、学識経験者、関係行政機関の職員、各種団体の関係者、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱することとしており、令和3年度末現在で18名が委員に就任しています。

(6) 広島市環境調整会議（庁内組織）

環境の保全及び創造に関する本市の施策について総合的に調整・推進するため、「広島市環境調整会議」を平成１２年１月に設置しました。

この会議は、環境局担任副市長を会長、その他の副市長を副会長、各局長等委員をもって組織しています。また、会議の円滑な運営を図るため、会議の下に環境局次長を幹事長、環境局環境政策課長を副幹事長及び各局等の庶務担当課長を幹事とする「幹事会」を置き、幹事会の事務を補佐するため、個別の事項について調査検討を行うことを目的に、「分科会」が必要に応じて設置されます。

(7) 広島市環境の保全及び創造に関する基本条例

平成11年3月24日
条 例 第 1 3 号

目次

前文

第1章 総則(第1条～第9条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 地域の環境の保全及び創造(第10条～第12条)

第2節 環境に配慮した都市の形成の推進(第13条～第19条)

第3節 環境に配慮した行動様式の推進(第20条～第27条)

第4節 環境に配慮した交通等に係る施策の推進(第28条～第32条)

第5節 地球環境保全の推進(第33条)

第6節 施策の総合的かつ計画的な推進(第34条～第38条)

第3章 環境審議会(第39条)

附則

本市は、中国山地を背に緑豊かな山々や丘陵に囲まれ、南には風光明媚びな瀬戸内海が開け、太田川河口デルタには6つの川が流れ、「水の都」といわれる特有の景観を形成する豊かな自然に恵まれた都市である。

昭和20年8月6日、本市に人類史上初めて原子爆弾が投下され、都市の機能は麻痺ひし、多くの尊い生命が失われ、この恵まれた自然は壊滅的な打撃を受けた。この惨禍にもめげず、本市は、市民の英知と努力によって目覚ましい復興を遂げ、自然との共存を図りつつ、中四国地方の中核機能を担う都市として発展してきた。

水と緑に代表される本市の恵まれた自然には、被爆都市として訴え続けている平和の象徴として育まれてきた歴史的背景がある。

しかし、都市の発展に伴う人口の集中や産業の集積、また、これまで社会の繁栄を支えてきた大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済活動は、環境に大きな負荷を与えており、身近な環境に影響を及ぼすだけでなく、地球温暖化、オゾン層の破壊等、地球的規模で環境へ影響を及ぼしており、人類を含むすべての生物の存在基盤を将来にわたって脅かしている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、健康で安全かつ快適な生活を営む上での市民の権利であり、この環境を維持するとともに向上させながら将来の世代に継承していくために行動することは、私たちの責務である。

私たちは、社会経済活動や生活様式の在り方を見直すとともに、一人ひとりが環境をより良くするための努力を重ね、さらに国の内外の地域の人々とも互いに協力し合って、地球上のあらゆる生命が平和のうちに共存できるような取組を推進しなければならない。

このような認識の下、私たちは、人と自然が共生し、環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な都市を目指すとともに、地球環境の保全に貢献していくために、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる環境の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で安全かつ快適な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、この環境を将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるよう積極的に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、本市、事業者及び市民のそれぞれの責務に応じた役割分担及びこれらの者の協働の下に積極的行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、自然との触れ合いのある都市の実現を目的として、生物の多様性の確保に配慮しつつ、自然環境を良好な状態に維持し、及び向上させることによって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類を含む地球上の生物すべてにかかわる課題であるとともに市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(本市の責務)

第4条 本市は、その自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な

措置を講ずる責務を有する。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、健全で恵み豊かな環境を維持し、及び向上させるには市民一人ひとりの行動が深くかかわっていることを認識し、その日常生活の中で環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(本市、事業者及び市民の協働)

第7条 本市、事業者及び市民は、共通の目標に向かって相互に補完し、協力し合うという協働の下に、環境の保全及び創造に努めなければならない。

(環境月間)

第8条 事業者及び市民の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、環境月間を設ける。

- 2 環境月間は、6月とする。

- 3 本市は、環境月間の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めるものとする。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、毎年、環境の状況、本市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 地域の環境の保全及び創造

(環境の保全上の支障を防止するための措置)

第10条 本市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 工場又は事業場における事業活動に伴う汚染物質の排出、騒音又は振動の発生その他の行為によって生ずる公害を防止するために必要な措置
 - (2) 自動車の運行に伴う汚染物質の排出又は騒音若しくは振動の発生によって生ずる公害を防止するために必要な措置
 - (3) 炊事、洗濯、入浴その他の人の生活に伴い排出される水によって生ずる公害を防止するために必要な措置
 - (4) 人の健康を損なうおそれのある化学物質等によって生ずる公害を防止するために必要な措置
 - (5) 廃棄物を適正に処理するための事業を推進するために必要な措置
 - (6) 適正な土地利用を誘導するための事業を推進するために必要な措置
- 2 前項に定めるもののほか、本市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(河川等における環境の保全等)

第11条 本市は、河川、海岸、森林、緑地、農地等における環境の保全及び創造並びに生物の多様性の確保のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 本市は、前項の措置を講ずるに当たっては、特に次に掲げる事項の確保に配慮するものとする。

(1) 河川及び海岸については、清潔な状態及び良好な景観が保持され、並びに良好な水質が確保されるように図ること。

(2) 森林については、森林が有する水源の涵養、二酸化炭素の吸収その他の機能が確保されるために必要な管理が行われるように図ること。

(3) 市街地及びその周辺部にある緑地が適正に保全されるように図ること。

(自然との触れ合いの確保)

第12条 本市は、市民が自然と触れ合うことのできる場の適正な整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第2節 環境に配慮した都市の形成の推進

(環境に配慮した都市構造の形成)

第13条 本市は、地域の環境の保全及び創造並びに交通施設の整備との整合に配慮して人口及び都市機能が適正に配置される都市の構造を形成するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(開発事業における環境への配慮の促進)

第14条 本市は、土地の形質の変更、工作物の新設その他の事業が自然環境への負荷の低減、生物の多様性の確保、自然環境の回復等に配慮されることを促進するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境に配慮した建築物の普及)

第15条 本市は、耐久性、断熱性等の向上により資源及びエネルギーが有効に利用できる建築物、周辺の自然環境との調和に配慮された建築物その他の環境に配慮した建築物を普及させるための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の少ないエネルギーの利用等)

第16条 本市は、太陽光その他の環境への負荷の少ないエネルギーの利用及びエネルギーの効率的な使用のできる設備等を普及させるための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(水の健全な循環等)

第17条 本市は、雨水の地下への適正な浸透その他の水の健全な循環及び水の有効な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(都市緑化の推進)

第18条 本市は、都市における緑化のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(良好な都市景観の形成)

第19条 本市は、地域の特性を生かした良好な都市の景観を形成するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第3節 環境に配慮した行動様式の推進

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第20条 本市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 本市は、環境への負荷の低減に資するよう、製品の長期間にわたる使用が促進されるように、

必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第21条 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活において、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

2 本市は、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

3 本市は、廃棄物を資源として活用することを推進するために、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第22条 本市は、環境の保全及び創造に関する情報を市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)に適切に提供するように努めるものとする。

2 事業者は、自らの事業活動に関して保有する情報のうち、環境の保全及び創造に関する情報を市民等に適切に提供するように努めるものとする。

(環境教育の推進等)

第23条 本市は、市民等が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに市民等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第24条 本市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の自主的な取組の促進)

第25条 本市は、事業者が自らの事業活動に伴う環境への負荷を低減させるための自主的な活動に取り組むことを促進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する産業の振興)

第26条 本市は、環境への負荷の低減に資する技術、製品、役務等の提供を行う産業を振興するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(ごみの散乱の防止)

第27条 本市は、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所における紙くず、吸い殻、空き缶等のごみの散乱を防止するため、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

第4節 環境に配慮した交通等に係る施策の推進

(交通体系の整備等)

第28条 本市は、道路交通を円滑にするための計画的な道路の整備、公共交通機関の整備及び利用の促進その他の環境への負荷の低減に資する交通体系の整備及び交通対策のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自転車及び歩行者を主体とした道路の整備)

第29条 本市は、自動車を利用する必要性が低い移動についての自転車の利用又は徒歩への転換の促進及び良好な生活環境の確保に資するため、自転車の利用者及び歩行者が快適に通行できる道路を整備するための事業を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(自動車の効率的な使用等)

第30条 原材料、製品等の輸送のために自動車を使用する事業者は、輸送効率の向上等により、自動車の使用によって生ずる環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、自動車を使用する者は、日常生活その他の活動において、公共交

通機関の利用等並びに自動車の適正な運転及び整備を行うことにより、自動車の使用によって生ずる環境への負荷を低減するように努めなければならない。

(環境への負荷の少ない自動車の購入等の促進)

第31条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、排出ガスを発生しない自動車、排出ガスの発生量が少ない自動車その他の環境への負荷の少ない自動車を購入し、又は使用するよう努めなければならない。

2 本市は、環境への負荷の少ない自動車の購入又は使用が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自動車の停止時の原動機の停止)

第32条 自動車を運転する者は、排出ガスの削減及び騒音の防止のため、自動車を停止している場合には、自動車の原動機を停止するように努めなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由のある場合は、この限りでない。

2 自動車の駐車のための施設を管理する者は、排出ガスの削減及び騒音の防止のため、当該施設を利用しようとする者が当該施設内に自動車を駐車する場合(前項ただし書に該当する場合を除く。)には、その者に対し自動車の原動機の停止を指導するように努めなければならない。

3 本市は、第1項の規定による原動機の停止及び前項の規定による指導を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第5節 地球環境保全の推進

第33条 本市は、地球環境保全に貢献する施策を積極的に推進するものとする。

2 本市は、国、他の地方公共団体及び市民等と協力し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第6節 施策の総合的かつ計画的な推進

(環境基本計画)

第34条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する個別の施策の方針

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、広島市環境審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第35条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 本市は、環境の保全及び創造に関する本市の施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第36条 本市は、環境の保全及び創造に関して広域的な取組を必要とする施策については、国、他の地方公共団体その他関係する団体と協力してその推進に努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第37条 本市は、環境の保全及び創造に関する事項について、必要な調査及び研究の実施並びに情報の収集に努めるものとする。

2 本市は、環境の状況を把握するため、必要な監視、測定等の実施に努めるものとする。

3 本市は、前2項の規定により得られた成果を適切に公表するものとする。

(環境影響評価の推進)

第38条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、かつ、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境審議会

第39条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、広島市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 各種団体の関係者

(4) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

8 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。